

## 酒類販売業免許の法人成り等の場合の免許審査項目一覧表

法令解釈通達第2編第9条《酒類の販売業免許》第1項関係 14《法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い》の規定による  
免許処理における審査項目は基本的には新規の場合の審査項目と同じですが、特に次の事項を審査することとしております。

	審 査 項 目	該 当 条 項 等
法 人 成 り 等 の 場 合 の 要 件 等	法 人 成 り 等 の 形 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒税法9条</li> <li>・ 法令解釈通達 2編9条1項 14</li> </ul>
	(1) 法人成り 酒類販売業者である個人が主体となって法人を設立する場合又は酒類販売業者である2以上の個人が合同して法人を設立する場合	
	(2) 法人の合併 法人が酒類販売業者である法人と合併する場合又は法人と酒類販売業者である法人が合併して法人を新設する場合	
	(3) 会社分割 会社法第5編第3章第1節《吸収分割》又は同第2節《新設分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合又は酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合で、次のいずれかに該当するもの	
	① 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第12号の11に定める適格分割又はこれに準ずるもの。 （注）「これに準ずるもの」とは、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条の2《適格組織再編成における株式の保有関係等》第8項の第1号から第5号までに掲げる要件に該当する分割をいう。 ② 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続の開始決定を受けた再生計画又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）の規定により支援決定を受けた事業再生計画等に則って行われる分割で、分割事業について営業の継続性が認められるもの。	
	新規の酒類の販売業免許の申請書の提出に併せて、それまで営業をしてきた既存の販売場（以下「既存販売場」という。）に係る酒類の販売業免許の取消申請書が同時に提出されていること	
	当該申請が第10条の1<申請者等に関する人的要件>及び同条第10号関係の1<「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義>に定める要件を満たしていること	
	既存販売場と同じ場所において営業がなされること	
	既存販売場が休業場でないこと （注）「休業場」とは、1年以上引き続き酒類の販売を行っていない販売場をいう。ただし、全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許にあっては、それぞれの免許に係る直近1年間の販売実績数量が100キリット未満又は50キリット未満である販売場も「休業場」とする。 なお、年の途中で新たに免許を受けた者等については、販売実績数量を基礎として1年間の販売数量を推計の上、判定することとなる。	